



**INTERVIEW**

# 「監査法人のガバナンス・コード」策定にあたって

金融庁総務企画局 企業開示課 開示業務室長  
**原田 一寿**

## <編集部より>

「会計監査の在り方に関する懇談会」は2016年3月、監査法人の組織的な運営において確保されるべき原則を規定した「監査法人のガバナンス・コード」の策定を提言した。金融庁はこれを受け、コード策定に向けた検討を進めることを目的として「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置。5回にわたる審議を経て、同年12月15日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード案）を取りまとめた。編集部ではこのほど、有識者検討会の事務局である金融庁総務企画局企業開示課の原田一寿開示業務室長に、コード策定の経緯やポイントをきいた。

## 監査法人のガバナンス・コード策定の経緯をお聞かせください。

東芝の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にあります。これを受け、会計監査の信頼性確保に向けた必要な取組みについて検討するため、2015年9月に「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置され、2016年3月には懇談会の提言が取りまとめられました。

提言において、「監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナーシップ制度を基本としているが、企業活動の複雑化・国際化に対応するため、大規模な監査法人では人員が数千人の規模となっている一方、経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大や組織運営の複雑化に対応しきれないことが、

監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つである」と指摘されています。こうした指摘を受けて、監査法人においては、大手を中心にマネジメントの強化に向けた取組みが進められているところです。

こうした背景の下、大規模な監査法人における組織的な運営を確保するとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、監査法人のガバナンス・コードを策定すべく、2016年7月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が設置されました。検討会においては、有識者による検討を重ね、2016年12月に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）が取りまとめられ、2016年12月15日から2017年1月31日にかけて、パブリック・コメントに付されました。

---

### コードのポイントを教えてください。

---

原則案は、監査法人の組織的な運営を確保するための5つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること、
- 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること、
- 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと、
- さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと、

などが規定されています。

---

**コードはいつから、どのように適用されるのでしょうか。また、コードの対象として、大手監査法人以外の自発的な適用も妨げないとしています。大手監査法人以外が適用する上での留意点、大手との違いは何でしょうか。**

---

まず、現在、原則案に対するパブリック・コメントの過程で寄せられたご意見について、精査の上、原則が最終化されることになり、その後、各監査法人において本原則が適用されることとなります。

本原則の適用対象としては、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人を念頭においていますが、それ以外の監査

法人において自発的に適用することを妨げるものではなく、各法人が自ら判断していただくこととなります。また、その適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法によることを予定しています。と申しますのも、それぞれの法人によって成り立ちであるとか、規模や体制などの特性の違いがありますので、最適な解というのは一つではないと考えています。したがって、コードの原則や指針を踏まえながら、各法人において創意工夫を凝らしていただき、その考え方について監査法人の構成員と共有したり、監査法人の取組み状況を被監査会社や株主等のステークホルダーにわかりやすく説明していただくことが重要だと考えています。

---

**コードはすでにイギリスやオランダで導入されているところですが、わが国でコードの実効性を確保するために重要なことは何でしょうか。**

---

イギリスでは2010年、オランダでは2012年に監査法人のガバナンス・コードが導入され、また、イギリスでは、2016年にコードを改訂しています。わが国の原則案は海外の例も参考にしていますが、各国により監査法人の環境や課題は異なりますから、わが国の監査法人に即した原則とすることが大事であるとの有識者のご意見を踏まえて作られています。マネジメントによるリーダーシップの強化に重点が置かれていることや、ITの活用推進を記載している点などは他国と比べても特徴的です。

原則案の取組みの実効性を確保するためには、単に、原則の外形的な要件を満たすのではなく、各監査法人が原則の主旨をいかに実践していくかということが重要になります。原則案は、できるだけ形式主義に陥らないよう、努めてプリ

ンシプル・ベースで策定されており、各監査法人には、実効的な組織運営を実現するため、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められます。例えば、監督・評価機関を設け独立性を有する第三者を採用する形式を整えることが重要なのではなくて、そうした機関において第三者を含め、組織の改善のためにどこまで踏み込んだ議論が行われたか、といった点が大事だと思います。監査法人内外の関係者で闊達なコミュニケーションが行われ、組織的な運営のPDCAサイクルが進んでいくことを期待しています。

---

### コードへの期待と、今後の取り組みをお聞かせください。

---

繰り返しになりますが、最近の不正会計事案などを受け、会計監査の信頼性が問われている状況にあります。こうした中、資本市場を支える重要なインフラである会計監査の品質を向上させるため、監査法人が、原則を実践し、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革を強力に進めていくことを期待しています。

金融庁としましても、今回の原則のような監査法人の改革を後押しできるよう、引き続き取り組んでまいります。